

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会  
第4回会議 議事概要

- 1 開催日時 令和元年(2019年)11月19日(火曜日)  
午後2時00分から午後4時40分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階会議室1
- 3 出席委員 岡田委員、奥村委員、織田委員、川本委員、崎山委員、佐藤委員、  
宿谷委員、関根委員、玉木委員、中西委員、西村委員、林委員、  
山野委員、山本委員、吉田委員 (五十音順、敬称略)
- 4 内 容  
(1)開会  
(2)議題1「手話言語および情報コミュニケーションに関する専門家による説明」
- 5 議事概要

(1)開会

(2)議題

議題1「手話言語および情報コミュニケーションに関する専門家による説明」

- 高田 英一氏(社会福祉法人全国手話研修センター日本手話研究所長)  
「滋賀県手話言語条例を考える『手話は言語』その理解と普及のために」

(委員)

資料で示された「個別に必要な手話言語条例」について、「手話の保存、普及、教育活用の保障やろうコミュニティの維持発展」とあるが、日常生活の場における、手話言語によるコミュニケーションの保障は、ここには含まれていないのか。

(高田氏)

「普及」のところに含まれている。  
全国の手話研修センターで手話検定試験があり、手話通訳の養成とは別に、ろう者と聞こえる人が直接コミュニケーションできるということを目的として、5級であれば手話単語を300語、4級では800語、1級では3,000語を覚えるという試験を実施しており、受験者は1万人を超えている。来年、再来年には、子ども向けの手話検定試験をできればと考えている。

(委員)

講演を聞いてとても大事な話だと感じた。私も聾話学校の時に、先生の説明にも

あったようなことを体験した。本当に、見えない聞こえないことで大変だった。ろうの方は見えるが、私は見えない。そのために、コミュニケーションもずれて、見えないために手話で言っている中身がわからず、本当に困った。ろうの方、聴覚障害の方だけではなく、盲ろうも一緒に考えてほしい。

例えば、色は全く見えない。色は白や赤をこのように手話をするが、私たちは見えないので、白と思っていたら赤であるというような誤解をすることがある。

(高田氏)

白や赤など、見てわかる手話ではなく、触ってわかるような手話をつくってほしいということか。正直に申し上げて、そこまでは手が回っていないが、そういった提案は大切なことだと思う。全国ろうあ連盟、盲ろう者協会とも相談して、盲ろう者にもわかりやすい手話を研究するよう、国へ予算をつけてほしいと要望していければと思う。

我々が触手話を研究するのではなく、ぜひ盲ろう者が研究してほしい。日本手話・触手話研究所と名前を変えてもいいと思う。

(委員長)

他にも聞きたいことはたくさんあると思うが、時間の制約もあるので、もし質問等があれば文書で事務局に出していただき、事務局から高田氏へお伝えさせてもらう形でお願いしたい。

○ 奥村 信満氏 (近江八幡市福祉保険部障がい福祉課 課長)

「近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例について」

(委員)

近江八幡市の手話言語条例が始まって、3年になろうかと思うが、話を聞いて少しだが浸透しているのかなと思った。

取組の中で、聞こえない人に対しての啓発はあるが、聞こえない子どもたちに対する取組はあるか。

(委員)

今のところ、まだそこまでの取組はできていない。

手話言語条例の普及もまだまだ十分ではないところがあるので、今はそちらの方を中心にしており、市民に対して、広く聴覚障害を理解してもらうことを主に置いている。

将来的には、聞こえない方への取組も進めなければならないと思っている。現にろうあ者の方でも、聴覚障害者福祉協会に入っていない方もおられる。協会に入っている方は、市からの情報もスムーズに流れていくが、そうでない方々は、現状としては置き去りにされているのではという部分もあるので、今後はそのあたりも検討していかないといけないと思っている。

(委員)

ループヒアが非常に効果的ということで、重度の難聴の方も少しは聞き取れるという状況であるが、要約筆記の利用について、難聴の方々に対するお知らせは、窓口でどう対応されているか。

(委員)

ループヒアを窓口に設置して、好評いただいているのはありがたいと思っているところであるが、反面、要約筆記の活用については、現在、要約筆記の依頼をしているのは、会議や講演会にとどまっている。難聴の方に要約筆記という支援があるという周知がまだ不足している点については、反省しないといけないと思っている。

ただ、要約筆記の支援者について、近江八幡には多くはおられない状況であり、要約筆記者の養成についても、考えていかないといけないと思っている。

(委員)

条例があれば当然、実施計画を策定するが、その進捗状況は委員から見てどうか。

(委員)

市に手話施策推進会議を設置しており、そちらで手話施策実施計画を立て、進捗管理もしていただいているという状況。何項目かに分けて計画を策定しているが、すぐ達成できる項目とそうでない項目がある。積み残しになっているものは、継続して計画に位置付けているという現状であるが、どれくらい進んできているかというところ、半分程度というところ。

(委員長)

一点は、手話言語条例といいながらも、要約筆記やそれ以外の障害の方も含めたコミュニケーションにも含まれており、少しわかりづらいかと感じた。

もう一点は、市民や障害当事者への広報・啓発で様々な取組をされていることはわかるが、一方で、市の職員への取組はどうなのか。厳しいことを言うが、障害者差別解消法では、地方公共団体の職員に対するガイドラインとして、対応要領を策定することとされており、その中で、障害がある方に対しての接し方や理解促進がどう位置付けられて、それと手話言語条例との関係がどうなのかということが少し気になった。また、次回以降にお教えいただきたい。

○ 関根 千佳氏（株式会社ユーディット会長、同志社大学政策学部客員教授）  
「情報のユニバーサルデザインが拓く日本の未来」

(委員)

話の中で聴覚障害者という言葉がたくさん出てきたが、どのような方のことを想定されているのかと思う。大学を出て、学びをしている方々を頭の中に描いておられるのかと思ったが、私たちが常に出会い、地域で暮らしている人たちは、みんながそのような方々ではない。

本日、この場には聴覚障害者のための通訳がついている。通訳がいる場での講演としない場での講演では違いがある。聴覚障害当事者から「ゆっくり話してほしい」と意見が出た。通訳がついていけないということは、決して通訳者や要約筆記者の技術の問題だけではないと思う。参加者皆さんがわかるということで、この会議を進めるのであれば、参加者が話についていけるということが大前提になるのではないか。

聴覚障害者について、どのような人たちを描いて話されたのか確認したくてお尋ねした。

(委員)

私の考えている障害者は、どちらかというと、残念ながらまだ家の中にいて、教育を受けることが許されなかった人たちのイメージ。小学校・中学校に行けていないような方もたくさんいる。うちのスタッフには中学を出ていない人もいる。そういう人たちが、それでも自分で学んで、何とか世の中を変える側に立ちたいと思い、本当に必死になりながら、世の中を変えようとしてきた。知的障害のグループはもっといろいろな人がいて、私は全員と一緒に向き合っている。

手話が使えない重度の肢体不自由の子たちが口で息を吹きながら、スイッチで意思決定をする、そういう人達も対象と考えている。私たちの考えている障害者はその全て。私が言っている聴覚障害者は、小さい子ども達から途中で聞こえなくなった人も含まれている。当然、全員が大学にいる人達ではなく、そうでない人たちがたくさんいる。

でもどんな障害があっても、自分より後に生まれた人をもう少し幸せにするために働けるかもしれない。聴覚障害の子ども達が、幸せに暮らせる世界をつくる側になってほしいという思いで、彼らの背中を押してきた。

(委員)

今日、この委員会に来る前にある会議に出ていた。その会議で会長が「平成の時代は、各団体や各個人でもそうであるが、隔離をしていく時代だった。だが、令和という時代は、繋ぎあう時代である」と言っておられた。

手話言語条例について反対するものではなく、この委員会の意味というところをもう一度考えていただきたい。この小委員会の名称は、「手話言語や情報コミュニケーションに関する」となっており、手話言語を中心ということではなく、もっと大きな意味があると思う。

私は知的障害者の親の会の立場であるが、知的障害の方で言語を持たない重度の障害がある方もおられる。言葉のない重度の人もその立場なども含めて、一人も取り残さない条例をお願いしたいと思っている。いろいろ議論があると思うが、これだけの障害のある方々が集まって、話をまとめようとしているのだから、この会議がもっともっと他の障害のある方の立場になって考えてつくる、そういう条例を私は求めたい。

(委員)

ちょっと残念なことがある。聴覚障害者やいろいろな障害があるが、盲ろう者の文言が入っていないこと。

盲ろう者は不便なことがたくさんある。例えば、電車に乗る時のキャッシュレス対応などがあるが、私たち盲ろう者は、そういったことに限界を感じ、不安を持っている。

聴覚障害者には手話通訳がつき、ロボット化になるとロボットが手話をするというようなこともあるかと思うが、私たちはその手話が見えない。

ぜひ盲ろう者のことも考えながら一緒に進めてほしい。

(委員)

情報のユニバーサルデザインの話聞いていて、滋賀県民を思って話をさせていただいているのかわからない。他人事のような話がたくさん出てきたので、ちょっと納得できないところがある。

ユニバーサルデザインというのは、情報コミュニケーションの意味で話をさせていただいたのか。ユニバーサルデザインがろう者にもたらす利益は何なのか、後でお話いただきたいと思う。

逆に、今日の話聞いて、やはり私たちは手話言語条例が必要だと、全く別物だと改めて感じる。言語そのものとコミュニケーションを混ぜられると困ってしまう。改めて、強く要望を出していきたいと思っている。今日、傍聴にろう者がきているので、今後また感想を聞き取ってお伝えしたい。

(委員)

自分なりに、コミュニケーションと言語について、聴覚障害についてもかなり勉強した。ここでいろいろな障害の人が一堂に会して意見を交わすことは、非常に重要で、意味のあることだと思う。

私は、地域アドボケーターという地域で声を上げられない障害者を代弁する人の一人になっている。先々週くらいにNHKで発達障害の特集が組まれたが、1回でも見た方はおられるか。アドボケーターの会議では、見ていない人が多く、他の障害のことを勉強しないのであれば、発達障害の案件は全て私に持ってきてほしいと伝えた。

自分と違う障害を知ることは大切で、障害の種別でバラバラになるのではなく、混ぜていこうよと思う。

(委員長)

今日は多くの説明を聞いたので、少し考える時間が必要で、このまま論議しても思い違いなどを行っているところもあると思う。事務局と今日の内容を整理して、次回の議論の進め方について相談させてもらいたい。

(事務局)

事務局から少し申し上げたいことがある。

「条例の形式」について、「一緒にダメ、別々に2つ条例でなければ」という意見があるが、別々に作る場合、事務局から事務的に懸念される点を2点申し上げる。

1点目は、条例制定までの時間の問題である。条例を1本つくるには大変な時間と労力が必要となる。例えば、今年4月に施行した「障害者差別のない共生社会

づくり条例」は、2名の職員が担当し、制定までに2年を要している。手話言語条例と情報コミュニケーション条例を別々に2本並行してつくることは厳しく、1本ずつ作るのが現実的だが、施行までに相当の時間を要することを予め申し上げたい。また、この場合には、どちらを先に作るかという問題も出てくる。

2点目は、2本別々に作る説明が県としてできるかという問題。前回報告したとおり、県レベルで、手話言語と情報コミュニケーション両方の内容を備えた条例があるのは9団体。このうち両方を一本化しているのは7団体で、別々の条例としているのは2団体。9分の7の団体が、手話言語と情報コミュニケーションと一緒に条例化している中、別々の条例でなければならないとか、一緒にできないということは説明が困難であると考えている。

当初、一体化すれば「手話の言語性」や「手話を学ぶ機会の保障」の部分が薄まると心配する意見があったが、26団体の条例を分析の結果、そのような心配はないことは前回報告したとおりであり、事務局としては、一緒にできないということについて、皆さんが納得のいく説明は得られていないと考えている。

(委員長)

このことについて意見を聞くには時間がないので、次回、どういう形でこの会議で論議をするかについて、事務局と調整させていただきたい。

○ 次回の予定については未定（今後、日程調整を行う）

以上